

国民年金

Q & A

国民年金の保険料に関する疑問にお答えします。

Q ついつい保険料を納め忘れ、未納分の保険料をためてしまいました。少しずつでも納めたいと思っておりますが、何かよい方法はないでしょうか？

A 国民年金保険料は納付期限から2年を過ぎると納めることができなくなり、一度に納められない場合は分割でも納められますので、社会保険事務所に納付方法を相談して2年以内に納めるようにしてください。

また、納付書を紛失してしまつた場合は、再発行ができませんので、社会保険事務所までご連絡ください。

なお、保険料の納付方法には口座振替や前納割引制度もあります。つい保険料を納め忘れたり、納付期限に遅れたりしないよう、利用されることをお勧めします。

Q 保険料を納めないでいると法的に罰せられることがあるのでしょうか？

A 20歳以上60歳未満のかたは、国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。これは国民年金法で定められていますので、支払い能力があるのに納付を怠ると、納税を怠ったときと同様に、財産を差し押さえられるという罰則が適用されることがあります。

また、保険料を納めないでいると、将来受け取る老齢給付額が少なくなるばかりか、事故や病気で万が一のことがあつたときに、障害給付や遺族給付が受けられなくなるおそれがあります。

Q 保険料を免除される制度があると聞きました。どのような制度ですか？

A 低所得などの理由により、保険料を納めるのが困難なかたのために、申請し、承認されると保険料の免除（全額免除、一部免除）を受けられる制度を設けています。本人及び配偶者、世帯主の所得が一定額以下の場合に承認されます。

また、30歳未満のかたで、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に承認される「若年者納付猶

予」、学生で本人の所得が一定額以下の場合に承認される「学生納付特例」もあります。

なお、免除等の期間は未納扱いになりません。老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けるための受給資格期間に算入されます。

ただし、老齢基礎年金額の計算の際は、保険料（全額）を納付した場合と比べ、免除等の承認期間や内容に応じて減額されます。

また、承認を受けた期間から10年以内であれば、保険料の追納ができます。追納する保険料額は、免除等を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算した額となります。追納した場合、その分の老齢給付額は減額されません。免除制度の利用を希望されるかたは、社会保険事務所や役場保険年金課にご相談ください。

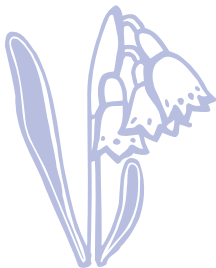
問合せ

春日部社会保険事務所

048(737)7111

保険年金課国民年金係

内線143・144



人権それは愛

テーマ「空（そら）」

子 お母さん、宿題の絵が描き終わ

ったから見てよ。

母 あら、空が赤く塗られているじゃない。

お母さんは、青い空のほうがいいな。

子 どうして？僕が見た空は、赤くて、と

つてもきれいだっただのに

お母さん、赤い空は嫌いなもの？

母 そんなことはないけど

でも、空といえば普通、青い空じゃないかしら

この会話について、みなさんはどう感じましたか？

空の色というと、青い空を想像するかたが多いのではないのでしょうか？

しかし、空の色は、時間や天気によって違います。

また、青い空にも濃い色から薄い色までさまざまであり、きれいだと思つ空も人それぞれだと思つています。

私たちは、思い込みや固定観念にとらわれ、他人の価値観や個性を認めない場合があります。心豊かな思いやりのある人権尊重の社会を築くためには、互いを理解し認め合う気持が重要ではないでしょうか。

12月4日から10日は「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。

